

「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配等の都民税利子割納入申告書」 記載の方法

納入申告書

特別徴収税額計算書

欄	記載のしかた
令和 年 月 日	利子等の支払をした年月（和暦）を記載してください。 申告納入は、法定納期限（利払年月の翌月10日）の翌日から起算して5年を経過したものについては必要ありません。 「平成」と記載された納入申告書を使用する場合は、「平成」部分を二重線で消し「令和」と記入してください。
令和 年 月 日 提出	納入申告書を提出する年月日（和暦）を記載してください。
特別徴収義務者・取扱営業所等	本店又は取扱営業所の所在地及び名称を記載します。都民税利子割等の事務処理を行う担当部署の名称及び連絡先の電話番号も記載してください。併せて処理担当者名も記載いただきますようお願いいたします。
特別徴収義務者番号	東京都で付与した9桁の番号を記載してください。
法人番号	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき国税庁長官から指定された13桁の法人番号を記載します。
処理事項	申告区分について、「期限内・期限後」又は「その他」のいずれか該当するものに○してください。 ・期限内・期限後：期限内申告又は期限後申告（当初申告）の場合 ・その他：申告後に、不足税額を追加納入する場合 ※ 「その他」を選択した場合は、左側の「特別徴収税額計算書」の「摘要」欄に納入の理由を記載してください。
支払金額（課税）	特別徴収税額計算書の「課税」欄の「支払額」の金額を記載します。
特別徴収税額	特別徴収税額計算書の「計」欄の「税額」の金額を記載します。
（延滞金）	※ <u>記載しないでください。</u> （納期限後に納入する場合は延滞金額が課せられますが、本税納入後、中央都税事務所において計算のうえ延滞金の納付書をお送りします。）
納入金額合計	「税額」を記載します。

欄	記載のしかた
種類	列挙された利子種類から該当のものを選択し、左の口に入力してください。 ※計算書は、「種類」欄の種類の異なるごとに各別に作成し、提出します。
課税	利子割が課される利子等の支払金額を記載します。
非課税	利子割の非課税規定により利子割が課されないものについて以下のとおり記載します。
	非居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人を居住者といいます。これ以外の方は非居住者に該当し、非居住者が支払を受ける利子等については、非課税となります。
	その他 身体障害者等に係る少額預金の各元本350万円までの利子等、財産形成住宅貯蓄等の元本550万円までの利子等の非課税分についてはこの欄に記載してください。
摘要	申告区分を「その他」とした場合は、この欄に納入の理由を記載してください。

※ 都内の営業所等を一括納入する場合には、「営業所等別明細書」を作成し、添付提出してください。

※ 私募債の利子で都民税利子割対象のものについて申告納入する場合は、「公社債利子等の都民税利子割納入申告書」をご使用ください。